

議案第26号

北本市多子出産祝金支給条例の制定について

北本市多子出産祝金支給条例を次のように制定する。

平成28年2月23日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市多子出産祝金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、北本市多子出産祝金（以下「出産祝金」という。）を支給することにより、多子の出産を奨励するとともに多子世帯の経済負担の軽減を図り、もって本市の人口増加に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多子 第3子以降の子をいう。
- (2) 保護者 多子を出産した者若しくはその配偶者又は当該多子の養育者をいう。
- (3) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、保護者が監護し、かつ、生計を同じくする多子以外のものをいう。

(支給対象者)

第3条 出産祝金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれ

にも該当する保護者とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める保護者については、この限りでない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳において出産祝金の支給に係る多子（1歳に満たない者に限る。）及び複数の児童と同一世帯に記録されている保護者

(2) 住民基本台帳法の規定に基づき、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている保護者

(3) 出産祝金の支給に係る多子を監護し、かつ、これと生計を同じくしている保護者

2 前項の規定にかかわらず、出産祝金の支給に係る多子の保護者が市税、国民健康保険税その他規則で定める金銭を滞納している場合には、出産祝金は、支給しない。

（出産祝金の額）

第4条 出産祝金の額は、多子1人につき5万円とする。

（支給申請）

第5条 出産祝金の支給を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、出産祝金の支給を受けることができる者となった日から起算して6月を経過する日までに行わなければならない。

（支給決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を調査し、速やかに出産祝金の支給の可否を決定するものとする。

（返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により出産祝金の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した出産祝金の全部又は一部を返還させることができる。

（弔慰金）

第8条 市長は、出産祝金の支給に係る多子が出産祝金の支給の申請をするまでに死亡したときは、当該多子の遺族に対し、第4条に規定す

る出産祝金の額に相当する額を弔慰金として支給することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に出生した多子について適用する。